（様式９－２号）

|  |
| --- |
| 第　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　様  　　○○広域振興局長  住居確保給付金支給中断通知書  　　　年　　月　　日第　　　　　号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。  記  １　支給中断時期　　　　　　　　年　　月から  （　　　　年　　月家賃相当分から）  ２　支給中断の理由　　　疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により、求職活動が困難であるため |

（注意事項）

　１　中断を決定した日から、原則１月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。

２　心身の回復後に求職活動等を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を○○○○（自立相談支援機関）に提出して下さい。

　３　中断期間は、中断決定日から最大２年間です。２年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に岩手県知事に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県知事となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。